## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

#### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地 域	対象建築物	適用の除外	施 行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・なし	H19.6.20~

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(愛知県)

特定行政庁	対象建築物		適用の除外	指定期間
愛古宮崎田橋井市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	新築	住宅(長屋、延べ面積の1/2以上が住宅である兼用住宅を含む) ・ 又は共同住宅の用途に供する建築物で地階を除く階数が2以上、 かつ、床面積の合計が50㎡超のもの	型式適合認定を受けた部分 有する住宅又は共同住宅	H30.4.1.~H33.3.31
		法別表第1(い)欄の(1)~(4)項の用途(共同住宅を除く)に ・ 供する建築物で、階数3以上かつ、その用途に供する部分の 床面積の合計が1,000㎡超のもの※1	・建設住宅性能評価の申請をした建築物	
	のみ	特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は 1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を 行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする	法7条の3第1項第1号の 適用を受ける建築物 (名古屋市のみ※1に該当する 鉄骨造等の部分を有する場 合、その部分については適用 除外できない。)	

<sup>※</sup>新築は、棟新築の建築物です。

<sup>※</sup>変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

<sup>※</sup>詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

# ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

## ①法7条の3第1項第1号によるもの

地 域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域			特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(愛知県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
愛知屋市 一岡豊豊春日井市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	木造	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の場合 は耐力壁)の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び 内装工事	
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事	
	RC造	RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部を 覆うコンクリートを打設する工事	
	SRC造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆うコンクリートを打設する 工事	
	工場生産 による 一体型・ 組立式	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部の 工事	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事	

<sup>※</sup>変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

<sup>※</sup>詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。